

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/>

令和 7 年 5 月 9 日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp

担当： 占部・渡辺

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アティ南森町 6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

令和 7 年度税制改正のポイント（所得税②）

令和 7 年度税制改正では物価上昇局面における税負担の調整の観点から所得税の基礎控除等の見直し、就業調整対策の観点から扶養による所得控除の内容が新しくなりました。今回は前回に引き続き、新たに創設された特定親族特別控除と基礎控除引き上げによる合計所得金額要件等の見直し（人的控除関係）についてご説明いたします。

1. 特定親族特別控除の創設

従来は居住者に年齢 19 歳以上 23 歳未満の生計を一にする親族でアルバイトなどによる給与収入が 103 万円までである特定扶養親族がいる場合には 63 万円の特定扶養控除が受けられました。そのため、給与収入が 103 万円を超えると就業調整をする人がおり、学生アルバイトの人手不足の一因となっていました。そこで、所得税法改正により基礎控除 10 万円、給与所得控除 10 万円の合計 20 万円が上乗せされ給与収入が 123 万円までの人について特定扶養控除が受けられます。

また、給与収入が 123 万円を超えた途端に特定扶養控除が 63 万円からゼロになると、ここでも働き止めの問題が残ることとなるため、新たに特定親族特別控除が創設されました。123 万円に勤労学生控除の 27 万円相当額を上乗せして、給与収入 150 万円までは生計を一にする居住者の総所得金額から特定親族特別控除として 63 万円が控除されることとなります。結果として、給与収入のみの場合 150 万円までの人は従来の特定扶養控除と同額の 63 万円の所得控除が受けられるのです。さらに、給与収入 188 万円までは段階的に縮小する措置が講じられています。

給与所得控除 65 万円控除後の所得税及び住民税の控除額は図 2 の通りです。特定親族特別控除の対象となる要件は以下の通りです。

給与所得控除 65 万円控除後の所得税及び住民税の控除額は図 2 の通りです。特定親族特別控除の対象となる要件は以下の通りです。

- ・配偶者又は青色事業専従者等でないこと
- ・生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族等であること

2. 合計所得金額要件等の見直し

令和 7 年度税制改正により基礎控除が 48 万円から 58 万円に引き上げられたことに合わせて、所得金額等の要件が図 3 のとおりそれぞれ 10 万円引き上げられました。配偶者控除の対象となる同一生計

配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族になるための合計所得金額要件が 48 万円以下から 58 万円以下に引き上げられ、ひとり親控除の対象となる生計を一にする子の総所得金額要件も 48 万円以下から 58 万円以下に引き上げられました。また、勤労学生控除の対象となる勤労学生の合計所得要件は 75 万円以下から 85 万円以下に引き上げられました。さらに、家内労働者等の事業所得または雑所得の金額は、実際にかかった経費の額が 55 万円未満のときであっても、55 万円まで必要経費として認められていますが、65 万円まで最低保証額が引き上げられました。所得控除の対象者と税金がかからないという人の判定は異なっていますので、ご注意ください。

3. まとめ

上記の人的控除関係の改正はいずれも令和 7 年分以後の所得税から適用されますが、会社が毎月給与等を支払う際の源泉徴収時の適用はなく、令和 7 年 12 月の年末調整で改正後の制度を反映することになります。ただし、令和 7 年 11 月 30 日以前に死亡した場合の準確定申告については、改正前の制度により行うこととなりますので、改正後制度の適用を受けるには、更正の請求を行う必要があるため注意が必要です。

図 1 改正前の控除対象扶養親族の扶養控除

	16歳以上				
	控除対象扶養親族				
	16歳以上 19歳未満 (一般)	19歳以上 23歳未満 (特定扶養親族)	23歳以上 70歳未満 (成年)	70歳以上 (老人扶養親族) 同居老親等	
控除額 (住民税)	38万円 (33万円)	63万円 (45万円)	38万円 (33万円)	48万円 (38万円)	58万円 (45万円)

図 2 給与所得控除65万円控除後の
所得税および住民税の控除額一覧

親族等の合計所得金額	控除額	
	所得税	住民税
58万円超85万円以下	63万円	45万円
85万円超90万円以下	61万円	
90万円超95万円以下	51万円	
95万円超100万円以下	41万円	
100万円超105万円以下	31万円	
105万円超110万円以下	21万円	
110万円超115万円以下	11万円	
115万円超120万円以下	6万円	
120万円超123万円以下	3万円	

図 3 給与所得控除65万円控除後の所得税および住民税の控除額一覧

規定	改正前	改正後
①同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件	48万円以下	58万円以下
②ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等要件		
③勤労学生の合計所得金額要件	75万円以下	85万円以下
④家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額	55万円	65万円